

第7章 避難口等に設けられる扉の施錠

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う、防火対象物の使用形態の変化に関する調査を進めていく中で、扉の施錠方法が多様化していることが判明した。

避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける扉に対して、その施錠方法等は東京都火災予防条例(以下「条例」という。)及び東京都火災予防条例施行規則(以下「規則」という。)内で具体的に定められている。その内容は、昭和48年に条例を制定した当時に普及していた施錠方法をベースに定められたものであり、幾度かの改正を経たものの、現在の内容は当時から大きく変わっていない。

一方、条例の制定時には想定されていなかった扉の施錠方法が現在は普及している他、防犯意識の向上に伴い、防犯上より安全な施錠方法が望まれており、条例が定めている施錠方法と社会に普及している施錠方法との間に乖離が生じている。

今回、この乖離を課題として捉え、現在普及している施錠方法の整理を行い、今の社会情勢に即した施錠方法の在り方について、防火安全性の担保を前提に審議検討を行った。その経過について、本章で報告する。

第1節 これまでの規制状況と課題

1 条例(規則)で定める内容

避難施設における施錠管理は、「避難口又は地上に通ずる主たる通路に設ける戸は、公開時間又は従業時間中は、規則で定める方法以外の方法で施錠してはならない」旨を条例第54条第4号で定めている。規則で定める方法は、下の表7-1のとおりである。

表7-1 規則第11条の3(施錠に関する基準)抜粋

・非常の際自動的に解錠できる装置を設けてあるもの	
・屋内避難階段に通ずる戸 ・特別避難階段に通ずる戸	かぎ等を用いず屋内から <u>一の動作で容易に解錠できるもの</u> 。ただし、地階又は無窓階にあっては、かぎ等を用いず屋内から開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの
・屋外階段に通ずる戸 ・非常の際に避難専用とするために設けた戸	かぎ等を用いず屋内から <u>開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの</u>

※人が常時監視し、非常の際容易に解錠できる場合はこの限りでない。

2 規則で定める施錠方法の具体例

規則で定める施錠方法については次のとおり。

(1) 非常の際自動的に解錠できる装置

建物に設置されている自動火災報知設備の作動とともに、出入口の電気錠が解錠される仕組み

- ・音響を地区ベルとする場合：発報と同時に解錠
- ・音響を放送設備とする場合：感知器発報放送 or 火災放送で解錠

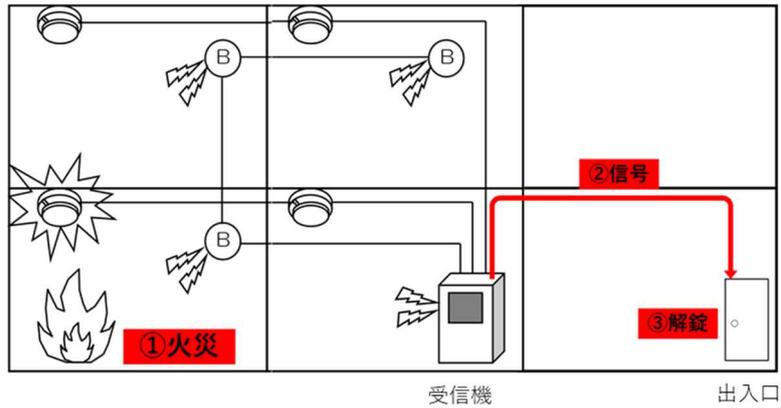
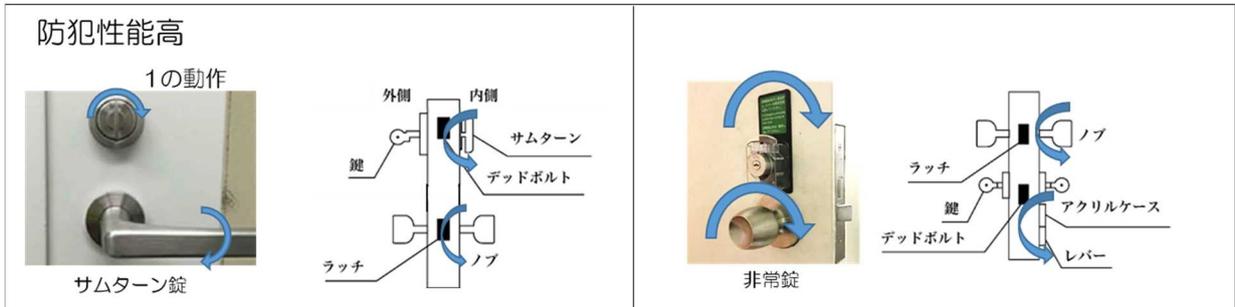


図 7 - 2 自動的に解錠できる装置の例

(2) 一の動作で容易に解錠できるもの(以下「サムターン錠等」という。)



(3) 開放動作で解錠し、かつ、開放できるもの(以下、「円筒錠等」という。)



- (4) 人が常時監視し、非常の際容易に解錠できる場合
管理人が避難口の直近から避難口の状況を目視等により監視、解錠できるような場合をいう。

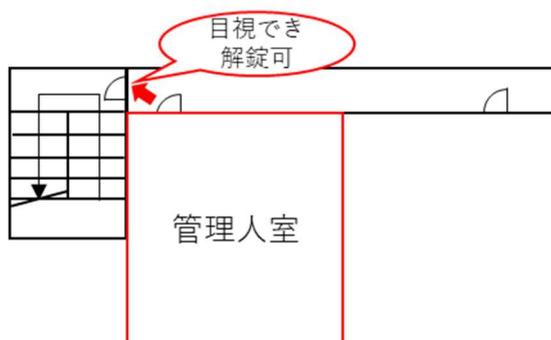


図 7 - 3 常時監視の例

第 2 節 スマート化した扉の施錠状況

条例の制定時には想定されていなかった施錠方法として、社員証等のIDカードやスマートフォン等をかざす、物理的な鍵の操作を伴わない電子錠の登場があげられる。

この施錠方法については、火災が生じた際に避難経路となる経路上に存する扉に設けることについて、避難の障害とならないために、停電が発生した場合でも正常動作を担保する機能、一斉開錠の機能など、必要な機能を確認する方法等について、慎重な検討が必要と考える。



図 7 - 3 スマートロック

第 3 節 使用実態及び時勢に即した扉の施錠の在り方

1 自動火災報知設備連動解錠以外の解錠方法

自動火災報知設備による連動解錠以外の解錠方法として停電時解錠や防災センター等からの遠隔解錠が考えられる。

しかし、小規模の防火対象物で電気錠の設置が想定される用途としては福祉施設等があるが、この場合は、小規模であっても自火報の設置が義務付けられている。

また、小規模の防火対象物では防災センターと同等の施設や設備等を整備して管理を行うことは期待できないため、自動火災報知設備連動解錠以外の方法を現時点で定める必要性が高いとは言えない。

2 サムターン錠等

屋外階段に面した扉に設置する錠は、外部から侵入防止という観点から防犯性の高い施錠方法が求められている。堅牢な構造を有し防犯性の高いサムターン錠はその目的に一致する施錠方法であるが、避難という観点から見ると開錠に一の動作を要するため、屋外階段に面した扉に設置することが認められていないのが現状である。

サムターン錠が、現在認められていない主な理由は、条例制定時はサムターン錠が十分普及しておらず、避難時の操作に誤りが生じ避難の障害となるおそれが高いと判断されたと思われる。現在に至るまでの間、団地やマンション等の集合住宅の玄関扉の施錠方法としてサムターン錠は採用されており、現在のサムターン錠の存在及び操作方法については広く認知されている。

以上を考慮し、サムターン錠等を屋外に面した扉に設置することを認めて支障ないと考える。

第4節 まとめ

屋外階段に通ずる戸の施錠方法について、かぎ等を用いずに一の動作で容易に解錠できるサムターン錠を認めて支障ないと考える。

一方、サムターンと同様の形状を有するが、サムターンを解錠する動作と開放する動作とを同時に行う必要があり、解錠及び開放に両手が必要となるタイプの施錠方法も存在する。そのため形状で一概に判断するのではなく、新たなタイプの錠の出現の度に、設置の可否を慎重に検討する必要がある。

また、非常の際自動的に解錠できる装置については、現行基準を継続すべきであると考える。